



府食第345号  
平成28年5月24日

厚生労働大臣  
塩崎 恭久 殿

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行う  
ことが明らかに必要でないときについて（回答）

平成28年5月17日付け厚生労働省発生食0517第3号により貴省から当  
委員会に対し照会された事項について、下記のとおり回答いたします。

#### 記

以下の事項については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24  
条第1項第1号の規定に基づき、厚生労働大臣が当委員会に意見を求めるに当  
たって、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに  
必要でないときに該当すると認められる。

1. 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定めら  
れた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格  
基準告示」という。）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の5に、新たな試  
験法として「カプタホール試験法（畜水産物）」を追加すること。
2. 規格基準告示第1 食品の部A 食品一般の成分規格の5の（5）及び6の  
（5）に示す「カプタホール試験法」の名称を「カプタホール試験法（農産物）」  
と改定すること。
3. 規格基準告示第1 食品の部A 食品一般の成分規格の5の（7）に示す「ク  
ロラムフェニコール試験法」を改定すること。

4. 規格基準告示第1 食品の部A 食品一般の成分規格の5の(11)に示す「ジメトリダゾール、メトロニダゾール及びロニダゾール試験法」を削除し、新たな試験法として「イプロニダゾール、ジメトリダゾール、メトロニダゾール及びロニダゾール試験法」と改定すること。